道路の供用の開始 (道路整備課)

道路の区域の変更 (道路整備課).....

特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所)........

(環境政策課)

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

П

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)....

公共測量の実施 (監理課)

公安委告示

Щ

教習指導員審査の実施...... 技能検定員審査の実施......

九八

八七

七

目

次

報

毎週火・金曜日発行

2月20日 (金曜日)

所在地

平成 21 年

山口県告示第六十七号

の間、 づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年二月二十日から同年三月十二日まで 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供

平成二十一年二月二十日

山口県知事 井 関 成

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号 新日鐵住金ステンレス株式会社

工場又は事業場の名称及び所在地

光市大字島田三四三四番地 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所

Ξ 特定施設に関する事項

種類、構造及び使用時間間隔等

十五号	備考「六	六五	種 類	
五号の酸又はアルカリによる表	「六五」とは、水質汚	四〇	能 kg /日)	椿
、による表面!	水質汚濁防止法施に	平成二一、一	年予工 月 第 日定手	
面処理施設をいう。	施行令(昭和四	平 成 四二 一 一	年予工 月 完成 日定成	造
ي	昭和四十六年政令第百八十八号)別	平成二一、	年予使 月 開 日定始	
	男百八十八	連続	間使 用 時 隔間	伎
	号) 別表第	二四時間	時り一 の日 使当 間用た	月の方
	第一第六	変動なし	動季 の節 概的 要変	注

四

平成	21年 2	2月2	20日	金	曜日		Щ			1	إ	晨		報	(定期)		第	203	4 号	
	"	平成二、	期相	か 朗	_ <u>▼</u> 或	社団法人山口県計量振興協会	四指定定期検査機関の名称	平成二十一年七月二十一日か三一月在地所における定期材置の	て	平成二十		"	"	"	"	11		"		,, ,	<i>II II</i>	"
	"	六		12	当	一一一	検査 4	ー に 手 ま ナ. に	- ° - ° +	年五		<i>II</i>	"	"	"	"		"		<i>,,</i>	, ,,	"
	<i>"</i>	四	日真	湯听等	13	計量に	関のタ	月二十	É	芦二		"	\equiv	Ξ	. "	<u></u>	-)	一 九		" -)		"
₽: 3 7	寺まで, 午後一時三○分から午後三	午前一一時から正午まで	時間			邶興協会		T一日から司目三十日まで、村道の其間	対策を受ける	平成二十一年五月二十五日から同年七月三十一日までは、	び午後一時から午後三時ま	– (午前九時三〇分から午前一	で、で、一時から午後四時まび午後一時から正午まで及		午前一一時から正午まで	・でし ・ 午 ・ 後	午前九時三○分から正午ま	時三〇分まで	午後三時三〇分から午後四	7 午後一時から午後三時まで	時三〇分まで午後一時三〇分から午後二
海土路生産市場	岩国市南岩国町三丁目一二番一岩国市農業協同組合愛宕支所	号岩国市門前町三丁目一六番一四	場							までは、山口県計量検定所におい	ター 	周防大島町農業者健康管理セン	周防大島町椋野公民館	周防大島町大島文化センター	ンターとの対象を表現である。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	フター ファース フター アルスター アルス アルス		周防大島町役場橘総合支所	周防大島町商工会東和支所五八の六二	大島郎司防大島町大字西方一九月郎の第四名は日本の大島町では、	周防大島町役場日良居出張所	周防大島町役場和田出張所
"	"	"	"	"	"	"		"	"	"	"	"		<i>II</i>	<i>,</i> ,,	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"		"	"	"	"	"		<i>"</i>	, ,,	"	"	"	"	"	"	"
"	"	- 七	"	"	_ 六	"		— 五	Ξ	"	_	"		<u> </u>	, ,,	九	"	"	八	"	"	五
午後一時から午後三時まで	三〇分まで午前一一時から午前一一時	で前九時から午前一〇時ま	分まで午後四時三〇年後三時から午後四時三〇	午後一時から午後二時まで	一時三〇分まで午前九時三〇分から午前一	時三〇分まで午後二時三〇分から午後四	二時まで まで及び午後一時から午後	午前一〇時三〇分から正午	午後一時から午後三時まで午前九時から正午まで及び	時三〇分まで午後一時三〇分から午後四	午前一一時から正午まで	時まで午後三〇分から午後三		午前一一時から正午まで時まで「こくろがらられる」	F後回寺三)分からF後三午後一時から午後二時まで	で行うのである。	時三○分まで午後三時三○分から午後四	時まで午後一時三〇分から午後三	午前一一時から正午まで	午後二時から午後三時まで	分まで午後一時三〇	−−時三○分まで 午前−○時三○分から午前
錦農村環境改善センター	岩国市深須出張所	岩国市高根出張所	岩国市本郷総合支所	美和西部ふれあいセンター	岩国市美和保健センター	岩国市東供用会館		岩国市中央公民館	岩国市地方卸売市場	岩国市川下供用会館	岩国市中央公民館小瀬分館	岩国市漢供用名館	山口東農業協同組合通津支所	岩国市通津二五六七	岩国市装港供用会館	岩国市中央公民館藤河分館	岩国市中央公民館師木野分館	岩国市平田供用会館	岩国市川西供用会館	岩国市中央公民館南河内分館	岩国市中央公民館北河内分館	岩国市中央公民館御庄分館

平成21年2	2 月20日 金曜日	ЩП	県	報	(定期)	第 2034 号
11 11 11	************************************		て 実施 平成二 十 る。	"	11 11	11 11 11 11 11
11 11 11	// T	社団法人山口県計量振興協会指定定期検査機関の名称平成二十一年八月三日から同所在場所における定期検査の	も。十 一 年 " 六	"	" "	11 11 11 11 11
" " —)、 場 日 所 " 九 等	計 関 月 る 量 の 日 定 振 名 田 期	月二四十	Ξ	" "	三 九 " " 八
時三○分まで午後一時三○分まで午後一時三○分から午後三三○分から正午まで三○分まで	分まで ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社団法人山口県計量振興協会指定定期検査機関の名称における定期検査の期間	実施する。 平成二十一年六月二十五日から同年八月三十一日までは、 三時まで ・ 二四 午前一〇時三〇分から正午 岩国+	時までで及び午後一時から午後三年前九時三〇分から正午ま	分まで 午後四時から午後四時三〇 午後一時から午後三時三〇	午前一〇時三〇分から午前 一一時三〇分まで 午後一時から午後二時まで 年後一時から午後二時まで 年前一〇時三〇分から午後三 まで及び午後一時から午後三 まで及び午後一時から午後三 まで入び午後一時から午後三
柳井市役所日積出張所柳井市役所伊陸出張所	柳井市役所大畠出張所柳井市柳東文化会館所		(では、山口県計量検定所におい岩国市役所	岩国市由宇公民館	岩国市祖生出張所岩国市周東保健センター	岩国市美川総合支所岩国市外可総合支所
により、次のと 土地収用法 (四 指定定期検査機関の名称	平成二一、 L 検査の期日、 一 区域 玖日	社団法人山口県計量振興四 指定定期検査機関の名称平成二十一年七月二十一	三の所在場所にから、	" " <u> </u> <u> </u> -	11 11 11 11 11
次のとおり事業の日末 (昭和二十六 日)	年七月二年七月二年七月二年十月二年十月二年十月二十十十十十十十十十十十十十十十十	七、二三日、場所等、以珂郡	日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、	おける宝	F " " 三 一 一 六 五	" " " " " 三 四 三
次のとおり事業の認定をした。用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定 戸示第六十九号	社団法人山口県計量振興協会将成二十一年八月三日から同月三十一日までが成二十一年八月三日から同月三十一日まで所在場所における定期検査の期間がする。	まで一〇時三〇分から正午年前一〇時三〇分から正午	社団法人山口県計量振興協会指定定期検査機関の名称平成二十一年七月二十一日から同月三十日まで	所在場所における定期検査の期間する。	「ころから同居し月三十日まごよ、」 まで及び午後一時から午後 三時まで	午後一時から午後二時まで午後一時二〇分まで午後一時三〇分まで午前一〇時三〇分から午後三年三〇分まで年後二時三〇分まで
法」という。)第二十条の規定 ─────	は、山口県計量検定所において	和木町体育センター 所		山口県言量材定所において実	1411 J.	納井市役所平郡出張所西平郡連柳井市役所平郡出張所柳井市役所平郡出張所

П 県 報

法第二十条第二号関係

平成二十一年二月二十日

萩市 事業の種類 起業者の名称

起業地 萩市見島診療所整備事業

収用の部分 萩市見島字東通り地内

使用の部分

兀 事業の認定をした理由

に掲げる施設に関するものである。 法第二十条第一号関係 萩市見島診療所整備事業 (以下「本件事業」という。) は、法第三条第二十四号

 (Ξ)

ら、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。 法第二十条第三号関係 本件事業の起業者である萩市は、 一般会計により予算措置を講じていることか

及びその周辺地域における医療水準の向上が図られることである。 島の住民に対する医療及び保健の拠点となる施設を整備することにより、 本件事業の施行により得られる利益は、検診を行うことができる施設その他離 起業地

Щ

別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境 設」という。) を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。し かし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特 に与える影響は軽微なものであると考えられる。 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設 (以下「本件施

金曜日

比較検討した上で選定されている。 本件事業の起業地は、交通の利便性が高いこと等を条件として、三案について

本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであ

平成21年2月20日

するものであると認められる。 以上のことから、本件事業の事業計画は、 土地の適正かつ合理的な利用に寄与

(四) 法第二十条第四号関係

山口県知事

_ 井 関

成

用する公益上の必要があるものであると認められる。 向上を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使 健の拠点となる施設を整備することにより起業地及びその周辺における医療水準の 本件事業は、検診を行うことができる施設その他離島の住民に対する医療及び保

起業地を表示する図面の縦覧場所

萩市保健福祉部地域医療推進課

五

山口県告示第七十号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

その関係図面は、平成二十一年二月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

おいて一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

山口県知事

_

井 関 成

道路の種類 線 名 四九〇号 一般国道

道路の区域

地先まで地先まで	地先 から 小 り	区間
新	旧	旧新別
最最 広狭	最最 広狭	、 敷 メ地
四一三一四七	三 八七 八〇	(ートル)
一、三八・四	一、三三四・五	(メートル) 長
完了による。		備考

道路の種類 県道

線 名 長門秋芳線

道路の区域

X
間
旧新別
(メートル)敷地の幅員
(メートル)延 長
備
考

先まで 同市美東町絵堂字高ノ原六一の一記 地先から 美祢市美東町絵堂字蔵掛山四〇の

新

最最 広狭

Л

一 · · 二四

兀

八八、四

完了による。

旧

最最 広狭

〇三 :: 三六

四八二・八

Щ

道路の種類

県道

道路の区域

 $\overline{\times}$

間

旧新別

敷

(メートル) 地の幅員

(メ イ

トル)長

備

考

路

線

名

秋吉台絵堂線

長門市深川湯本字森草三五四六の一場門市深川湯本字宗金三四四〇の一地先がら場本字宗金三四四〇の一地大まで 地先まで 同市深川湯本字大河内三三七七の一 地先から 長門市深川湯本字森草三五四六の一 旧 新 最広 最狭 最最 広狭 最広 最狭 二 六八 **:**九 --- 八八 - 及・・及 - びニニび 六・ Ξ : 一、一九九・八 及び○ 五 六 五 一 八 ・及〇 六四八・八 ダブルウェイ ダブルウェイ

ー ー 七 ○八 三 ・及・・及・ 八び○二び六

路 道路の区域 道路の種類 線 名 県道 須佐湾高山尾浦線

六地先	区間		
新	旧	旧 新 別	
最最 広狭	最最 広狭	、敷 、地	
六二 一〇 七〇	三 二 六 ○	(メートル)地の幅員	
四九・五	四九・五	(メートル) 長	
完了による。 道路改良工事の		備	

路の供用を開始する。

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年二月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十一年二月二十日

山口県知

事

=

井

関

成

九般〇国号道	路線名	
同市 同大字字小倉四四〇八の四六地先まで宇部市大字小野字花香尻九五五九の一地先から	供用開始の区間	
二十一日平成二十一年二月	供用開始の期日	

四

路

尾須県	路線名
萩市大字江崎字臼ケ浦	供
字臼ケ	用
浦一八九	開
元回の回	始
· 一、地 先	Ø
	X
	間
平成二十一年二月	供用開始の期日

線秋馬台絵堂	線
同市美東町絵堂字高、美祢市美東町絵堂字部	供用
原掛	開
- 四 - の - 一 地 - 地	始
先までら	o o
5	X
	間
二十一日二月	供用開始の期日

(五四)公共測量の実施

通知がありました。 第一項の規定により、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 防衛省中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の

平成二十一年二月二十日

山口県知 事 井 関 成

山口県告示第七十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

号

公共測量 (基準点測量及び用地測量)

作業の種類

作業の地域

萩市大字山田

作業の期間

平成二十一年二月十九日から同年三月十九日まで

(五五) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

平成二十一年二月二十日

山口県知事 = 井 関

成

開発区域に含まれる地域の名称

光市大字浅江字堂ノ元

開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市柳井一五二三番地 伸治

П



山口県公安委員会告示第五号

Щ

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成二十一年二月二十日

Щ П 県 公 安 委 員 会

審査の種類

技能検定員審査 (大自二)

審査の日時及び場所

九時から午後五時十五分まで 日時 平成二十一年三月二十三日 (月曜日) 及び同月二十四日 (火曜日) の午前

- 場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十一年三月九日 (月曜日) から同月十三日 (金曜日) までの午前八時三十分

審査申請書の提出先

から午後五時十五分まで

兀

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- 会規則第三号。 技能検定員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員 以下「規則」という。)別記様式第一号によること。
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消 る者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に 一万四千百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され

五	四	Ξ	=	_	
技能検定の実施に関する知識	自動車教習所に	教則の内容となっている事項	自動車の運転技	技能検定員とし	審
に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	っている事項	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	查
	ての知識		び採点の技能	運転技能	細
					目
					減
			=		ず
三壬	一千百	千百	二千二百五十円	千三百五十円	る
 二千五十円	一千百五十円	一千百五十円	五十円円	五十円	額

備

六

自動車の運転技能の評価方法に関する知識

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げ る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるもの 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

実施する。 運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

平成二十一年二月二十日

Щ П 県 公 安 委 員

会

審査の種類

教習指導員審査 (大自二)

審査の日時及び場所

九時から午後五時十五分まで

日時 平成二十一年三月二十四日 (火曜日)及び同月二十五日 (水曜日)の午前

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

から午後五時十五分まで 平成二十一年三月九日 (月曜日) から同月十三日 (金曜日) までの午前八時三十分

審査申請書の提出先

口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

会規則第三号。 教習指導員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員 以下「規則」という。)別記様式第一号によること。)

> それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

一千円

影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 上三分身像及び無背景のものとする。 申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

審査手数料

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、 しないこと 者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 九千五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される 消印を

その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものと 目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三